

『令和6年度税制改正(21) 外国子会社合算税制の見直し等』

○グローバル・ミニマム課税の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、外国子会社合算税制について追加的に見直しされる。ペーパー・カンパニー特例に係る収入割合要件について、外国関係会社の事業年度に係る収入等がない場合には、その事業年度における同要件の判定を不要とすることとなった。また、居住者に係る外国子会社合算税制及び持株関係株主等である内国法人に係る所得の課税の特例等の関連制度も、同様に見直す。



○分散型台帳技術を使用する暗号資産等を利用した脱税・租税回避を防ぐ観点から、OECDによる暗号資産等の取引や移転に関する自動的情報交換の報告枠組み(CARF)を踏まえ、非居住者の暗号資産に係る取引情報等を租税条約に基づき各国税務当局と交換するため、国内の暗号資産取引業者に対しそれらの取引情報等を税務当局に報告することを義務づける。

○子会社株式簿価減額特例により、その有する子法人の株式等の簿価から引き下げる金額の計算を行う際に、その子法人から受ける対象配当金額のうち特定支配関係発生日以後の利益剰余金の額から支払われたと認められる部分の額を除外する特例計算を、同発生日の属する事業年度内に受けた対象配当金額に対しても適用可能とする。

『職場のハラスメント実態調査 厚生労働省が報告書を公表』

職場におけるハラスメントについては、これまでパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントが問題視されることが多かったが、近年、顧客や取引先からの暴力や悪質なクレーム等の著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)が社会問題化している。厚生労働省は全国の企業・労働者等を調査し、ハラスメントの発生状況や予防・解決に向けた取組の主な効果・課題を把握するために「職場のハラスメントに関する実態調査」を実施、この度報告書を公表した。

報告書によると「カスタマーハラスメント」(カスハラ)について、27.9%の企業が過去3年間に従業員から相談を受けていることが明らかとなった。また、相談件数では様々なハラスメント項目の中で、カスハラが唯一増加したと回答した企業の割合が高かった。一般消費者との接触頻度が高い「医療、福祉」、「金融業、保険業」、「宿泊業、飲食サービス業」などにおいて、カスハラが起りやすい傾向があるようだ。悪質なカスハラを受けた結果、従業員が心身の不調を訴えるケースも頻発している。適正な顧客の要求と理不尽なクレームはしっかりと区分し、悪質なカスハラについては企業として毅然とした態度を取ることで従業員を守る必要がある。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com